

## たつの市Instagram運用方針

たつの市では、市の取り組みやイベント等の行政情報のほか、市内の出来事、市の魅力などを積極的に発信するため、Instagramのたつの市公式アカウント（以下「当アカウント」）を開設します。当アカウントを通じての情報発信にあたり、利用者の皆様に誤解や混乱を生まないように、運用方針を以下のとおり定めます。

### 1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram（Instagram）
- (2) アカウント名：tatsuno.city
- (3) アカウント URL：https://www.instagram.com/tatsuno.city

### 2 アカウント管理者

たつの市企画財政部広報秘書課長

### 3 投稿者

企画財政部広報秘書課広報広聴係職員

### 4 運用時間

原則として開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

### 5 発信内容

たつの市の魅力を表現した写真やイラストなどの画像及び動画、市政情報（写真を掲載できるもの）

「#たつのぶらり」のハッシュタグの付いた利用者からの投稿を当アカウントで紹介します。

### 6 コメント等への返信

- (1) 利用者は閲覧、投稿など自由に利用することができます。
- (2) 利用者から当アカウントに投稿されたコメントに対しては、基本的にお答えしません。
- (3) 市へのご意見・ご質問は、たつの市ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。

### 7 禁止行為

利用者がコメントを投稿するにあたり、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為を行った、又は行うおそれがあるとアカウント管理者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限等を行う場合があります。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 当アカウントの掲載内容に対して著しく乖離する内容

- (3) 市又は第三者を誹謗中傷したり、名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- (5) 違法な情報やわいせつな内容
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (7) 市又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) その他、アカウント管理者が不適切と判断した内容

## 8 アカウントのブロックについて

上記禁止行為に該当するコメントを投稿した利用者又はInstagramの利用規約に反し虚偽の個人情報を提供したり、許可を得ることなく他人のアカウントを使用していると判断した利用者は、アカウントをブロックする場合があります。

## 9 著作権

- (1) 当アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権はたつの市に帰属します。
- (2) 当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合や、転載の対象となるエントリー内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。
- (3) 「#たつのぶらり」のハッシュタグを付けて投稿した利用者及び当アカウント内でコメントを投稿した利用者は、たつの市に対し、投稿コンテンツ(画像、動画、コメント等)を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、たつの市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとみなします。また、当該利用者によって生じた損害についてたつの市は一切責任を負いません。

## 10 個人情報の取扱いについて

当アカウントで取得した個人情報については、たつの市ホームページ「プライバシーポリシー（個人情報の取り扱い）」に準じ、適切に取り扱います。

## 11 免責事項

- (1) 投稿する情報等について、たつの市をより身近に感じていただくため、一部くだけた表現を使用する場合があります。
- (2) 市は、当アカウントの運用について細心の注意を払って行いますが、情報の正確さを保証するものではありません。
- (3) 市は、当アカウントを利用することで生じた直接・間接的な損失について、いかなる場合でも一切責任を負わないものとします。
- (4) 市は、当アカウントの内容を予告なく変更することがあります。
- (5) 市は、当アカウントの運用方針を予告なく変更や中止する場合があります。

## 1 2 お問い合わせ

- (1) 当アカウントに関するお問い合わせ

たつの市企画財政部広報秘書課

電 話：0791-64-3211

FAX：0791-63-3786

- (2) 行政施策に関するご意見・ご質問

たつの市ホームページの「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

## 1 3 適用

この運用方針は、令和2年11月16日から適用します。

附則

この運用方針は、令和5年4月1日から適用します。